

21年は農業委員選挙の年



農業委員選挙人名簿 登載申請は忘れずに

市選挙管理委員会では、申請に基づき毎年1月1日現在の選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を作成します。この選挙人名簿に登載されないと、投票やリコールの請求ができなくなりますので、期日までに行政連絡員などを通じて、選挙人名簿登載申請書を市農業委員会事務局へ提出してください。

市選挙管理委員会では、農家世帯の皆さんからの申請に基づき、農業委員会委員選挙人名簿を作成します。選挙人名簿登載申請書は、各農家世帯へこの広報とともに行政連絡員を通じて配布します。

選挙人名簿登載資格

農業委員会委員選挙人名簿に登載できるのは、21年1月1日現在、八幡平市に住所がある満20歳以上の人(元年4月1日以前に生まれた人)で、次の①～③のいずれかに該当する人です。

- ① 10㍓以上の農地を所有・借受けて、耕作の業務を営む農業経営主の人
- ② 右記の①と同居の親族、またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人
- ③ 10㍓以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人

の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

申請書の提出方法

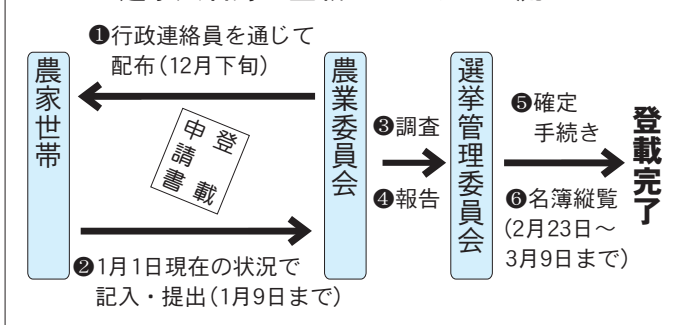
21年1月1日現在の状況を記入した選挙人名簿登載申請書に押印し、封筒に入れ、行政連絡員などを通じて市農業委員会事務局、または松尾・安代総合支所地域振興課へ21年1月9日(金)までに提出してください。

申請書は、農業委員会で確認している農家世帯へ配布しますが、該当するのに申請書が届かない、配付される世帯以外で農業委員会委員選挙人名簿の登載資格を有する世帯があるなどの場合には、市農業委員会事務局へ問い合わせください。

詳しくは、市農業委員会事務局(☎76-12111、内線1282)、または松尾総合

支所地域振興課(☎74-11、内線2112)、または安代総合支所地域振興課(☎72-12111、内線3135)、または市選挙管理委員会事務局(☎76-12111、内線1139)まで。

選挙人名簿に登載されるまでの流れ



今年は2項目が変更 申告準備はお早めに

寄附金控除の計算 方法が変更

個人市区民税の寄附金控除は、これまでの控除対象寄附金のほか、地方公共団体の条例で指定した寄附金も控除の対象となります。控除の方式は、これまでの所得控除方式から税額控除方式に変更になります。

さらに、5千円を超える寄附金から控除対象となり、控除対象限度額は、総所得金額等の30割に変更になります。地方公共団体への寄附金とそれ以外への寄附金では、控除の計算方法が異なります。申告により控除を受けるためには、寄附先からの領収書が必要となりますので、忘れずに持参してください。

公的年金から特別 徴収が始まります

平成21年10月以降に支払われる公的年金から、個人市区

民税の天引き制度(特別徴収)が始まります。公的年金所得に係る所得割額と均等割額が課税になる人が特別徴収となります。※公的年金以外の給与所得や事業所得などの所得割額は、別に納付することになります。

特別徴収となる年金は老齢年金または退職年金で、次の①～④の全ての要件を満たす人が対象です。

- ① 前年中に公的年金の支払いを受けている
 - ② 年額18万円以上の老齢基礎年金などの支払いを受けている
 - ③ 21年4月1日に65歳以上となっている
 - ④ 介護保険料が年金から天引きされている
- 特別徴収は、年6回の公的年金支払い時に、社会保険庁が行い、市に納入されます。※特別徴収税額については、21年度の課税確定後の6月中旬に個別に通知します。
- 詳しくは市企画総務部税務課市民税係(☎76-2111、内線1245)まで。

保育所と児童館の

入所(館)申請を受け付けます

21年度入所分の保育所などの入所申請を、次のとおり受け付けます。すでに入所している児童は、あらためて申請する必要はありません。

●受付期間 21年1月8日(木)から30日(金)まで
※申請用紙は1月5日(月)から、市生活福祉部児童福祉課、各総合支所地域振興課の窓口で配布します。

●入所資格 保護者や同居親族などが次の①～⑦のいずれかの理由で保育ができない児童

- ① 家庭外で仕事をしている場合
- ② 家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- ③ 妊娠中、出産後間がない場合
- ④ 病気や心身障害などの場合
- ⑤ 病人や心身障害者などを看護・介護している場合
- ⑥ 火災や風水害などで被害を受け、その復旧の間に家庭で保育できない場合
- ⑦ 市長が認める、①～⑥に類する場合

●注意事項 継続児童が多いなどの理由で、新規申し込み児童の受け入れができない場合があります。

●東大更児童館の入館について 申請は、東大更児童館、市生活福祉部児童福祉課で受け付けます。

申請など詳しくは、市生活福祉部児童福祉課児童福祉係(☎76-2111、内線1174)まで。

各保育所・園の実施予定事業など

施設名	定員	通常保育	乳児保育	延長保育	一時保育	障害児保育	その他
大更保育所	90人	○		○	○	○	
寺田保育所	60人	○			○	○	
松野保育所	100人	○		○	○	○	
寄木保育所	60人	○			○	○	
柏台保育所	45人	○	○		○	○	
あしる保育所	60人	○	○		○	○	
あしる保育所畑分園	30人	○			○	○	
田山保育所	50人	○	○		○	○	
東慈寺保育園	60人	○	○	○	○	○	
杉の子保育園	3歳以上児 60人	○		○	○	○	学童保育
森の子保育園	3歳未満児 45人	○	○	○	○	○	休日保育 子育て支援センター
平館保育園	90人	○	○	○	○	○	